

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十九 略」</p> <p>八十 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十一 其他外部T L A C調達手段 銀行T L A C告示第四条第三項、銀行持株会社T L A C告示第四条第三項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第三項に規定する其他外部T L A C調達手段をいう。

八十二 其他外部T L A C関連調達手段 その他外部T L A C調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部T L A C調達手段（いずれもT L A C除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十三 T L A C除外債務 銀行T L A C告示第四条第四項、銀行持株会社T L A C告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十四 特例外部T L A C調達手段 T L A C除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によって其他外部T L A C調達

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

手段に相当すると認められているものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

<p>ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 略〕</p> <p>5 「略」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇四 略〕</p>	<p>ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p>

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）あつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十二 略〕

5 「略」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（単体自己資本

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）あつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十二 同上〕

5 「同上」

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対

本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。次項及び第五百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合には第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第五百五十四条の三第一項において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC

対象資本調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第五百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合には第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第五百五十四条の三第一項において同じ。）に該当するもの以外のもに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部T L A C調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、組合又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条及び第百五十四条の四の二において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の四の二第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 「同上」

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百四十四条の二から第五十条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 略〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第五百四十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポー

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百四十四条の二から第五十条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 同上〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第五百四十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ RAE をいう。）に二百五十

<p>ジャーの額 (EADをいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)</p> <p>第百五十四条の四の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p>	<p>パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十九 略」</p> <p>八十 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十一 其他外部T L A C調達手段 銀行T L A C告示第四条第三項、銀行持株会社T L A C告示第四条第三項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第三項に規定する其他外部T L A C調達手段をいう。

八十二 其他外部T L A C関連調達手段 その他外部T L A C調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部T L A C調達手段（いずれもT L A C除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十三 T L A C除外債務 銀行T L A C告示第四条第四項、銀行持株会社T L A C告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十四 特例外部T L A C調達手段 T L A C除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によって其他外部T L A C調達

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

手段に相当すると認められているものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行後（発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行後五年を経過する日前（発行後）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

<p>ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 略〕</p> <p>5 「略」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇四 略〕</p>	<p>ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p>
<p>ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 略〕</p> <p>5 「略」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇四 略〕</p>	<p>ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(自己資本の額) 第十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p>

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）あつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十二 略」

5 「略」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（単体自己資本

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）あつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十二 同上」

5 「同上」

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対

本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合には第十三条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。次項及び第二百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合には第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第二百五十四条の三第一項において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC

対象資本調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第二百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第二百五十四条の三第一項において同じ。）に該当するもの以外のもに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部T L A C調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、組合又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条及び第百五十四条の四の二において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の四の二第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 「同上」

合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五十四条の二から第五十四条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 略〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第五十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポー

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五十四条の二から第五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 同上〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第五十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ RAE をいう。）に二百五十

<p>ジャーの額 (EADをいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)</p> <p>第百五十四条の四の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p>	<p>パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>目次</p> <p>〔第一章～第四章 略〕</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>〔第一款～第七款の二 略〕</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第百五十五条―第百五十五条の四</u>）</p> <p>第四節 〔略〕</p> <p>〔第六章～第八章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～七十六 略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第四章 同上〕</p> <p>第五章 〔同上〕</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 〔同上〕</p> <p>〔第一款～第七款の二 同上〕</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第百五十五条―第百五十五条の三</u>）</p> <p>第四節 〔同上〕</p> <p>〔第六章～第八章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一～七十六 同上〕</p>

七十七 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づ

「号を加える。」

き銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総
損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準
（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示
」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法
第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社
及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定
める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するため
の基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべ
きもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会
社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対
象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規
定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の
経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及
び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年
金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社 T L A C 告示」
という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社
をいう。

七十八 その他外部 T L A C 調達手段 銀行 T L A C 告示第四条第

「号を加える。」

三項、銀行持株会社 T L A C 告示第四条第三項及び最終指定親会
社 T L A C 告示第四条第三項に規定するその他外部 T L A C 調達
手段をいう。

七十九 その他外部 T L A C 関連調達手段 その他外部 T L A C 調

「号を加える。」

達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部T L A C調達手段（いずれもT L A C除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十 T L A C除外債務 銀行T L A C告示第四条第四項、銀行持株会社T L A C告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十一 特例外部T L A C調達手段 T L A C除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部T L A C調達手段に相当すると認められているものをいう。

(普通出資等Tier1資本の額)

第五条 「略」

2 「略」

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定めら

「号を加える。」

「号を加える。」

(普通出資等Tier1資本の額)

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定めら

れていないこと。

〔五〇十四 略〕

4
〔略〕

(その他Tier1資本の額)

第六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三〇四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

れていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4
〔同上〕

(その他Tier1資本の額)

第六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4
〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

一 〔同上〕

〔三〇四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十五 略」

5 「略」

(Tier2資本の額)

第七条 「略」

2 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇四 略」

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例

件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十五 同上」

5 「同上」

(Tier2資本の額)

第七条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

外部T L A C調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、農林中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。）

六 其他金融機関等の其他外部T L A C関連調達手段の額

3 「略」

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又は其他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（其他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目

「号を加える。」

3 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目

目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由がある
と認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意による
ときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買
戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が
行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

5 「略」

（資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本の額）

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係
る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号
及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における
普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第
四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな
い場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条におい
て「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗
じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、
零とする。）

目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ
いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行
後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等
を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に
掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者
が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5 「同上」

（資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本の額）

第七条の二 「同上」

一 普通出資等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における
普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第
四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな
い場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条におい
て「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗
じて得た額を控除した額

「イ」ニ 略]

「二・三 略」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「略」

「2」5 略」

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用

「イ」ニ 同上]

「二・三 同上」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「同上」

「2」5 同上」

6 「同上」

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用

される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。）を保有している
と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 略】

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段（対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び

される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 同上】

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する

第十条第二項第一号へにおいて同じ。)を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段の額(その他外部T L A C 関連調達手段にあつては、その他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額(当該額を算出する場合には、第十一項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。)から少数出資に係る五パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額」とする。))の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、

投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

「号を加える。」

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者（以下。）」の対象資本等調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〕ニ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者（以下。）」の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〕ニ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条

条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

【二・三 略】

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

【二・三 同上】

10 【同上】

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔略〕

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔13・14 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔略〕

〔二・三 同上〕

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔同上〕

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔13・14 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔同上〕

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト 略</p> <p>〔二〕三 略</p> <p>3 略</p> <p>（普通出資Tier1資本の額）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせて</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト 同上</p> <p>〔二〕三 同上</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>（普通出資Tier1資本の額）</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて</p>
--	---

おらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4
〔略〕

(その他Tier1資本の額)

第十八条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関

おらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4
〔同上〕

(その他Tier1資本の額)

第十八条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4
〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行う

する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [略]

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [略]

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 [略]

(Tier 2資本の額)

第十九条 [略]

2 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇四 略〕

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること

イ [同上]

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [同上]

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 同上〕

5 [同上]

(Tier 2資本の額)

第十九条 [同上]

2 [同上]

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕

下この号において「算入上限額」という。)が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合(当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。)を、農林中央金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第二十条において同じ。)

六 其他金融機関等の其他外部TLAC関連調達手段の額

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又は其他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務(其他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合)に発行者の任意による

「号を加える。」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合)に発行

ときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

〔六〇十 略〕

5 「略」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

〔イ〇二 略〕

〔二・三 略〕

後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

〔六〇十 同上〕

5 「同上」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第十九条の二 「同上」

一 普通出資等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

〔イ〇二 同上〕

〔二・三 同上〕

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 「略」

2 「略」

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経

営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。

【二・三 略】

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号並びに第十九条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本等調達手段（対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を農林中央金庫が保有している場合（他の法

営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。

【二・三 同上】

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合

人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合には、第八項の規定にかかわらず、農林中央金庫が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資

その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号並びに第十九条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ti

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ti

er1資本調達手段の額は、その他金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本等調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に相当するもの額とする。

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するもの額とする。

三 第十九条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額

er1資本調達手段の額は、その他金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に相当するもの額とする。

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するもの額とする。

「号を加える。」

6 「同上」

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（

(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 略〕

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。))に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

8 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫が少

当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 同上〕

7 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。))に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 同上〕

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫が少

敷出資金金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

- 一 「略」
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔10・11 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リ

出資金金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

- 一 「同上」
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔10・11 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

- 一 「同上」

スク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「略〕

〔二〕四 略〕

3

〔略〕

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第五十三条の三の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあつては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。)の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額(以下この条において「算入上限額」という。))が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合(当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満

〔イ〕ホ 同上〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「同上〕

〔二〕四 同上〕

3

〔同上〕

〔条を加える。〕

たない場合は、一とする。)を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。第百五十五条の四において同じ。)のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第四十条に定めるところによる。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十五条の四 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百三十条から前条までに定めるところによる。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。